

平成30年9月18日

特許庁庁舎7階庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第13回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 委員出欠状況・配付資料確認	1	
3. 会議の公開について	2	
4. 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方について	2	
5. 意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項	18	
6. 今後の予定について	31	
7. 閉	会	31

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、おはようございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第13回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以降の議事進行を古城座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○古城座長 おはようございます。

委員出欠状況・配付資料確認

○古城座長 事務局から、委員の出欠と配付資料の確認をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 本日は、前回同様、ワーキンググループの全委員に御出席いただいております。

また、本日の資料の確認をさせていただきます。(中略)

こちらは左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータでございます。確認をさせていただきます。

まず01議事次第・配布資料一覧。02委員名簿。03資料1「会議の公開について(案)」。04資料2「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方に関する改訂意匠審査基準案の要点(案)」でございます。05資料3「意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項(案)」でございます。06資料4「改訂意匠審査基準(案)」でございます。07資料5「今後の予定」。08参考資料1「第12回意匠審査基準ワーキンググループ資料3[創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方の要約資料]」、09参考資料2「意匠法施行規則一部抜粋」資料でございます。以上、9種類の資料のデータでございます。

(中略) もう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際には、お手元

のマイクを近づけて御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○古城座長 ありがとうございます。

会議の公開について

○古城座長 続きまして、議事次第2の会議の公開についてでございます。議論に先立ち、議事の運営について事務局から説明を伺った上で皆様の御同意を得ておきたいと思っております。では、説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 資料1を御覧いただけますでしょうか。本会議は原則として公開させていただきます。配布資料、議事要旨または議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて会議または資料を非公開にすることがあるかどうかについての御判断は座長に御一任するものといたします。

○古城座長 ただいまの事務局からの御説明について、何か御異議ありますでしょうか。――いいですね。

ありがとうございます。

創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方について

○古城座長 次の議題に移ります。議事次第の3. 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、資料2を御覧下さい。

こちらの議題は、前回のワーキンググループで運用改訂の方向性をご検討いただきましたもので、今回は、前回の検討結果に則しまして、具体的な基準案を作成させていただきました。改訂案が多岐にわたりますので、こちらの資料2を用いまして、基準改訂案の個別の観点についてご説明いたします。なお、資料4につきましては、資料2と、次の議題の資料3の改訂の対象となる基準案を抜粋したものとなっておりますので、本日の説明は割愛させていただきます。

それではまずローマ数字I、「意匠審査基準の改訂の方向性」でございます。前回ご検討いただきました検討結果を、1. の「各検討事項と対応の方向性」に記載していただきますので御覧下さい。

では、概要を御紹介いたします。

まず（１）、「底面や背面等、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合」でございます。こちらは、開示された範囲を「意匠登録を受けようとする部分」と捉える方向でございます。ただし、部分意匠の必須の要件でございます、①当該部分の用途と機能、位置・大きさ・範囲、②当該部分の具体的な形態、及び③当該部分とその他の部分との境界、の全てが明確である場合のみ、意匠が具体的であると判断する方向となっております。

続いて（２）「意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方」でございます。こちらは、意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合であっても意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲について、合理的に導き出すことができる場合は、意匠が具体的なものであると判断する方向となりました。

引き続きまして（３）「六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合」です。こちらは、例えばマネキンのようなものでありましても、願書に意匠登録を受けようとする物品以外のものであるとの説明がある場合や、破線などで描き分けがなされている場合は、必要図に表すことを可能とする方向となりました。

（４）は、中間省略の図示方法ですが、中間を省略する意図とその箇所が明らかである場合は、意匠が具体的であるものとして扱う方向となりました。

続きまして、２．の「願書の記載に関する論点」でございます。

（５）は、図面上中間省略を行った場合の願書の記載ですが、中間省略についての意匠の説明が記載されていない場合でも、開示された部分について意匠登録を受けようとする部分として取り扱う方向となりました。ただし、物品全体のプロポーシオンが不明となる場合や、当該部分の位置・大きさ・範囲が不明となる場合は、意匠が具体的でないとは判断する方向となります。

（６）は「部分意匠に関する検討事項」でございます。

部分意匠の欄は必須の記載事項としない方向となりました。また、この記載要件の変更後は、全体意匠と部分意匠との間でも先願の規定の判断を行う方向となりました。

以上が、前回のWGでご審議いただきました各課題とその対応の方向性でございます。この方向性に則しまして、今回は具体的な運用案をご検討いただきたいと思います。

では、ローマ数字Ⅱ「主な改訂点」の項に、今回の具体的な運用案を記載いたしました

のでご説明させていただきます。

まず一点目、「意匠の認定の基本的な考え方の明示」でございます。

基準の冒頭の意匠の認定の章に、今回の改訂の考え方でございます、願書において開示された範囲に基づき意匠を認定すること、及び、開示されていない範囲は意匠登録を受けようとする部分以外の部分として扱うことを明記いたしました。

3ページにお進みいただきまして、こちらが基準案の抜粋です。意匠の認定は、願書及び図面等の記載に基づいて行うこと、開示されていない範囲の形態は、意匠登録を受けようとする部分の形態として取り扱わないことを明記しております。

続きまして、(2)は、今回の改訂によって、意匠の開示の方法は選択肢が広がりますが、意匠が具体的であるか否かの判断基準自体には変更がございませんので、従来どおりの開示要件を確認的に記載しております。枠の中を御覧いただきますと、「部分意匠の開示の程度」の項がございますが、こちらでは、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、位置・大きさ・範囲、及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならない」としております。

おめくりいただきまして、2.「出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合」に対応する改訂点でございます。

まず、(1)、物品全体の形態が開示されていない場合は、開示された部分について意匠登録を受けようとする部分として取り扱うことを明記いたしました。下の枠内の「意匠が具体的なものであること」との判断基準の中で、中ほど下線部にございますように、「意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態については、意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う」と記載いたしました。また、意匠が具体的なものであると認められる例として、おめくりいただきまして5ページ目の額縁の事例を記載しております。

続きまして(2)ですが、開示された部分が意匠登録を受けようとする部分との扱いとなりますので、図面において、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含んだ形で表す場合には、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分を実線と破線などによって描き分けしていただくことが原則となります。枠内の基準案ですが、このような描き分けの要件は現行の基準においても要件となっておりますので、そのまま維持した形となっております。描き分けを行った場合は、原則意匠を特定する方法を意匠の説明に記載すること

となっていますが、枠内下方の下線を引きました部分で、図面のみで意匠登録を受けようとする部分の特定ができる場合は、当該説明は不要である旨も合わせて記載してごさいます。

続いて、3点目、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合」でごさいます。おめくりいただきまして、6ページの枠内が基準案です。まず③におきまして、『「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の特性に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。』と記載をしております。また、そのような場合の例として、ゴルフクラブの事例を挙げています。他方、「意匠が具体的なものと認められない場合の例」として、『「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合』を追加いたしました。そこに④として「物品の特性に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合」を新たに記載しております。また、その具体的事例として、加湿器の蒸気吹き出し口部分を、意匠登録を受けようとする部分とする事例と、次のページのガーデンフェンスの装飾体部分を意匠登録を受けようとする部分とした事例を追加しております。これらの事例はいずれも、意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が導き出せないものとなっております。

続きまして、4.「説明のみによる形態の特定の禁止」でごさいます。枠内の基準案ですが、下線を引きました1段落目は、実線破線等による描き分けが必要である旨、2段落目は、意匠登録を受けようとする部分を図示なく説明のみによって特定することは認められない旨を記載しております。

おめくりいただきまして、8ページ目、5.の部分意匠であるか、部品の意匠であるかが不明である場合の取り扱いでごさいます。こちらのカメラの事例にごさいますように、様々なパーツから構成される複合的な製品の場合、願書の記載を参酌しても、意匠に係る物品が特定できないケースでごさいます。例えば、意匠に係る物品の欄の記載を「Grip part of Camera」といたしますと、意匠に係る物品が、カメラであって、そのグリップ部の部分意匠であるのか、それとも意匠に係る物品がカメラ用グリップという部品であって、図面上のカメラ本体の破線は、当該物品とともに用いる物品と一緒に表しているにすぎないのかが不明となります。このように、意匠に係る物品が特定できないケースでは、意匠が具体的でない判断せざるを得ない旨を記載してごさいます。

続きまして6. の「意匠登録を受けようとする部分を特定する記載を削除する補正についての取り扱い」でございます。こちらは、現行の基準では、枠内の見え消しいたしました記載でございますように、図面の描き分けだけでは意匠登録を受けようとする部分の特定が困難である場合に、意匠の説明によって「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法を記載している場合を想定したものです。実線と破線による描き分けでは、ほとんど生じないケースですが、色彩によって描き分けている場合には、意匠の説明があつて初めて、意匠登録を受けようとする部分が明らかとなる場合がございます。そのようなときに、補正によってその意匠の認定に欠かせない説明を削除することは、明確であつた意匠の内容が、不明確なものになりますので、意匠の要旨を変更する補正があつたと判断する、としていたものです。今回の改訂後もこの考え方は変わりませんが、今後は、意匠登録を受けようとする部分の特定方法の説明が無くなってしまうと、部分意匠ではなく全体意匠と判断されるケースも出てきますので、そのようなケースも想定した記載ぶりに修正しております。

続いて、9 ページ、7. の「六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合」に対応する基準案でございます。枠内の下線部ですが、まず、「図面中には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。」との原則を記載しております。その上で、「ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。」と記載しております。ここに、「意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例」として、首飾りの事例を挙げております。この事例では、トルソに首飾りをかけた状態で図を記載していますが、意匠の説明の欄で、トルソは意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である旨を説明しております。

他方、こうしたその他の物品等を必要図中に表すことを可能とする運用は、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明確となってしまうケースも生じ得ることを考慮いたしまして、意匠が具体的でない判断されるものの例も記載しております。

こちらのマフラーの事例では、トルソにマフラーが巻き付けられた写真となっておりますが、マフラー自体の具体的形態が不明確ですので、意匠が具体的でない判断する事例として記載しております。

おめぐりいただきまして、10 ページ、8. の「中間省略を行う際の図示方法と長さの

記載」でございます。

現行運用では、枠内の4行目の見え消しした部分でございますように、「2本の平行な一点鎖線によって切断されたように描くことが原則となっていました。こちらの記載を削除し、図示方法につきましては不問といたしまして、何れの部位を省略しているのかがわからない場合のみ、意匠が具体的でない」と判断する記載に変更しております。

また、省略箇所の説明の記載については、現行基準では、説明が無い場合は意匠が具体的でない、と判断する規定となっておりますが、説明が無いことによって、意匠全体のプロポーシオンが特定できないといった問題が生じた場合のみ、意匠が具体的でない」と判断する記載に修正しております。ここに、事例として、前回のWGでも御覧いただきました、護岸ブロックの事例を記載しております。

続きまして9.「部分意匠」の欄でございます。

今回の改訂では、部分意匠の欄は必須の記載要件では無くなりますので、部分意匠の欄を求める記載がある箇所を削除しております。

おめくりいただきまして、10. 全体意匠と部分意匠の先後願関係でございます。

こちらの枠内は、先願の規定についての審査基準の箇所ですが、従来、全体意匠同士、部分意匠同士においてのみ行っていた先後願の判断を、全体意匠と部分意匠についても判断するよう、修正を行っております。また、この箇所には、従来、全体意匠同士の類否判断手法、部分意匠同士の類否判断手法を記載しておりましたので、これに加えて今回、

(2)の、「全体意匠と部分意匠の間に先願の規定を適用する場合の類否判断」との項を設けております。枠内の冒頭で、まず両者の物品が同一又は類似であること、との前提を記載しており、続いて12ページの冒頭の①ないし④の全てに該当する場合に、両意匠は類似するとしております。その下方の(1)ないし(5)は類否判断のプロセスを記載しております。

おめくりいただきまして、13ページ目、組物の意匠における図面の扱いでございます。組物の意匠については部分意匠が認められていませんので、個々の構成物品について全体形状が特定できる開示が必要でございます。現行運用では、床面や卓上に置いて使用するものや、車両などの重量物については、底面図がなくても物品全体の形態の特定に問題が無いものとして扱っておりますので、今回の改訂後も、こうした物品については、引き続き底面図がなくても適切な構成物品の開示として扱うことを明記しております。

おめくりいただきまして、14ページ、複数の意匠登録を受けようとする部分について

の一意匠の範囲についての考え方でございます。現行基準の部分意匠における一意匠一出願の判断の箇所には、こちらの枠内にございますように、(1) 形態的な一体性が認められる場合や、(2) 機能的な一体性が認められる場合は、一意匠と判断する旨の規定がございます。今回、これらに加えて、次のページ、(3) として、「開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合」につきましても一意匠と判断する場合に加えております。こちらの事例では、この釘の頭部と胴部とがつながっている底面が開示されておきませんので、杓子定規に考えますと、頭部と胴部との二つの部分を含むことから、一意匠一出願の要件を満たしていないと判断してしまうおそれもございます。しかしながら、この事例では、頭部と胴部とを含めて一つのまとまりある創作が行われているところですし、両者はどちらも一つの機能のために用いられるものでございますので、こうしたケースにおいて、かたくなな判断をすることが無いように、項目の追加を行っております。ただ、こちらの事例につきましても、この図のみでは基準の意図するところがわかりにくいとのご指摘をいただいておりますので、審査基準上の記載におきましても、説明的な記載や他のアングルから表した図の追加を行いたいと考えております。

また、(3) を追加する機会に併せて、(4) も追加いたしました。(4) は、一つのまとまりある構成部分を非請求部分とすることによって、残りの部分が図面上分断した形で表されてしまうケースです。このようなケースでは、図面上分断されて表された複数の部分が、もともとは一つのまとまりある形態として創作がなされている場合や、一の機能を発揮するための機能上のつながりを持っている場合が多くございます。近年の審決例におきましても、こうしたケースについて、形態的なまとまりや、両者がともに一つの機能を果たすものであれば一の意匠であると判断しているものが多数見受けられます。つきましては、こうしたケースも、一意匠と判断するものの例として基準上明記してはどうかとの案となっております。

続きまして、13点目、優先権証明書に記載された意匠の同一の考え方についての箇所でございます。おめぐりいただきまして、枠内の見え消しで記載いたしました現行の基準では、「我が国の意匠登録出願においては、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要があるが」との記載がございます。こちらは今回の改訂によって当該原則が変更となりますので、関連する記載を削除する修正を行っております。

最後に14点目、「物品の一部が開示されていない場合の審査の進め方」でございます。意匠審査基準の審査の進め方の章についての修正案でございます。枠内上方の下線部でございますように、意匠の認定の際の留意点として、「意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲が意匠登録を受けようとする部分と捉えることができる。」との原則を追加いたしました。また、「出願人との意思疎通の確保」との項目におきまして、物品全体の形態が開示されていなくても、その範囲で、特段の方式指令や拒絶理由が無い場合には、審査官から、開示を行わなかった箇所についての意図を確認したり、自発補正を促したりしてユーザーの皆様のお手続きが加重に煩雑なものにならないよう、そうした対応は行わない旨の記載を追加しております。

資料2につきましては、以上でございます。

○古城座長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明内容について御意見、質問等ございましたら、お出しいただきたいと思っております。

神田委員、お願いします。

○神田委員 まずは、開示されていない範囲の形態について、意匠登録を受けようとする部分の形態は取り扱わないと明記していただいたことで、不明瞭なことが起こらないようになると思っております。ありがとうございます。

併せて、ハーグの加盟のときにもお願いしましたが、他国から不明瞭な図面が入ってきた場合に拒絶を打つということは継続してお願いしたいと思っております。

それから、資料2の4ページにおいて、開示されていない部分について、具体的な意匠の創作内容については図面等の不足があり、図面において開示されていない範囲の形態であったとしても、部分意匠として取り扱うという記載があります。一方、組物意匠の説明の13ページにおいては、組物の意匠における適切な構成物品として扱うとなっており、ここが部分意匠なのか、そうでないのかが変わってきているように見受けられますので、こちらのほうは統一していただくことを御検討いただけないかと思っております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘、ありがとうございます。

まず1点目の御指摘事項の、今後の国際出願におけます不明瞭な図面が入ってきた意匠のとらえ方でございます。今回の改訂は、物品の一部が開示されていない箇所がありましても、それだけをもって拒絶理由にすることはしないということでございます。一方で、開示が十分ではないことによって、意匠登録を受けようとする意匠が具体的でない判断

せざるを得ないケースがあるかと思いますが、そちらについては、引き続き拒絶理由の対象とすることを考えております。

それから、2点目の組物の意匠の項における記載ぶりについてでございます。組物の意匠以外の場合は、全体意匠と部分意匠という枠組みの違いは今後希薄なものとなって参ります。現行運用では、全体意匠と部分意匠との間では、先後願の判断は行わないとしておりますが、その点もわけ隔てがなくなりますので、今後は全体意匠であるのか、部分意匠であるのかという枠組みの違いを考えなくてはならない機会はほとんどなくなるかと存じます。一方、組物の意匠は別の世界観を持っておりまして、複数の物品にまたがる創作を保護するものという枠組みでございますので、意匠法の条文上、組物の意匠の場合は物品の部分について意匠登録を受けることができないこととされております。従いまして、組物の意匠の場合は、物品全体について意匠登録を受けようとするものでなくてはなりませんので、図面等において物品全体の開示が行われたかというところが問題になって参ります。ですので、この組物の意匠の項におきましては、他の箇所とは異なり、物品全体の開示がなされたといえるか否かとの観点から記載をさせていただいております。この箇所の趣旨としては、ただいまご説明させていただきましたとおりでございますけれども、現在の記載ぶりでは、未だ皆様がお迷いになることがあるところございましたら、具体的な記載ぶりを、そうした背景が分かりやすいものとなるよう、今少し修正することも一考かと存じますので、次回のワーキンググループに向けて、こちらの記載ぶりの修正を検討いたしたいと思っております。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 いくつかございまして、1点目は資料2の4ページです。前回も複数の委員から質問されていた部分ですけれども、念のため、もう一度確認させていただきたいと思っております。全部実線で出ている意匠があったとして、一部底面なり側面なりが開示されていなかった場合でも、今回の改訂後は、全体の形態が把握できる場合には図面の追加提出は求めず部分意匠として取り扱うということですが、ここに「規則に従い省略した場合を除く」とございますので、例えば左側面図は右と対称なので省略するという記載があると、図面が出ていなかった場合でも全体意匠として取り扱われるということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。おっしゃるとおりです。

○林委員 わかりました。

もう一つは、前回の委員会でもお伺いした中間省略のところですが、前回のご説明をお伺いしたところでは何センチかというところまで具体的に記載してなくても問題ないと判断される事例があったのかなと理解していたのですが、こちらの記載を見ますと、必ず記載しなければいけないのかなという印象を受けたんですが、このあたりはどんな感じでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 資料10ページ目の基準案の御指摘かと思えます。枠の中の2点目の(ii)と記載しておりますところは、現行基準ですと、「省略箇所が図面上何cm省略されているのかの説明の記載がない場合」と記載されております。今回は、その記載に続ける形で、下線部を追加した次第です。省略箇所についての説明がなく、さらにプロポーシヨンが特定できない場合のみ、意匠が具体的でない判断する方向でこちらの改訂案を作成したのですが、ただいま御指摘いただきましたように、現在の改訂案の記載だけでは説明の記載がないと一律問題視するのではないかと誤解が生じるかと思えます。そこで、前回のワーキンググループ資料に載せておりました中間省略を行っても不明確ではない場合の事例がありますので、それをこちらにも掲載させていただきました。説明がなくても不問となるケースがあることを明示したいと思えます。

御指摘、ありがとうございます。

○林委員 次に、最後ですが、資料を修正いただいているので、念のための確認になるのですが、11ページから始まっている全体意匠と部分意匠との類否判断というところですが、前回の資料だと、その他の部分の扱いが不明確だったのですが、今回、「その他のところは対比しない」との意匠審査基準上の規定をそのまま追加いただいたということでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 13ページ目の枠内の一番下⑥の下の「なお」としているところでございますか。

○林委員 そうですね。

その他の部分の形態のみについては対比の対象としないということで、このような取り扱いで問題ないということですか。

○下村意匠審査基準室長 皆様と事前の意見交換をさせていただいたときには、こちらの記載は無かったのですが、先生方から、こちらにも部分意匠同士の類否判断プロセスと同様の記載が必要なのではないかと御指摘をいただきました、本日は資料にこちら

の記入をさせていただいたんですけれども、破線部については範囲の認定に使うものではございますが、そこにあります形態については類否判断上、考慮いたしませんので、その記載を明記させていただくことといたしました。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 形式的な話で恐縮ですが、今回もそうですけれども、部分意匠という表記の欄がなくなったということですが、意匠審査基準上は部分意匠の章は残されるということですよ。確認です。

○下村意匠審査基準室長 御確認、ありがとうございます。

弊庁のほうでも、こちらの部分意匠の欄がなくなって、全体意匠と部分意匠の垣根が低くなってまいりましたので、その基準の構成をどのようにしようかというところで2つ意見がございました。1つは、先生がおっしゃるように、部分意匠の章をなくすという考え方、もう一つは、部分意匠という章を残して記載要件だけが変わったという形をクローズアップした記載ぶりと、2つがあったわけです。

今回、記載要件は変わりましたが、部分意匠の考え方自体には変わりがございません。しかしながら、皆様から、部分意匠の考え方自体も変わったのではないかとのご質問をいただくことも多々ございましたので、この改訂のタイミングで部分意匠の章をオープンにしてしまいますと、例えばディスクレーム制度のように、今までとは異なったものに変ったのではないかと誤解が生じるかもしれないということを懸念いたしました。そこで、今回は部分意匠の章を残させていただいたところでございます。これから運用を始めて、皆様に混乱がないようでしたら、近いうちに、この部分の記載もオープンにすることも考えております。

○青木委員 わかりました。

それから、非常に細かいことで恐縮ですけど、先ほど8ページ目でカメラのグリップの話があったかと思えます。記載例の⑳出願に係る意匠が部分意匠か、部品の意匠か不明である場合ということで、Grip Parts of Cameraになっているかと思えます。例えば日本語で出願してきた場合ですと、カメラのグリップと書いてあれば、部品に当たるかどうかわからないんですが、部品になるでしょうし、カメラと書いてあれば部分意匠と評価することになるのかなと思うんですが、英語で出てきた場合という問題ですかね、細かい話で恐縮ですが。

○下村意匠審査基準室長　こちらは国際出願で多くみられる事例でして、おっしゃいますように英語のPartという言葉が部品と部分と両方を含んでおりますので、こういった問題が生じております。加えて、日本語におきましても、カメラのグリップなどといった記載ですと物品が特定できないケースが生じておりまして、カメラのグリップという部品なのか、カメラのグリップ部の部分意匠なのかが図面との関係で不明になってしまうことがございます。日本の意匠法ですと、意匠の実施が「意匠に係る物品を製造し、使用し」等々の記載になっておりますので、その物品が何であるかというところが重要となりますので、こちらの記載については慎重に判断をしていきたいと思っております。

一方で、ここに部分に関わる記載が何らかあると、一律意匠が具体的でない判断するケースになるとは限らないかと思っておりますので、ここについては混乱が生じる記載があった場合だけ日本語の場合も拒絶理由の対象にすることを考えております。

○青木委員　細かい話で恐縮でした。

○古城座長　ありがとうございました。

小山委員、どうぞ。

○小山委員　今の質問内容とちょっと重複するというか、確認ですが、今回の審査基準ワーキングは、2年前に加盟したハーグ協定に基づく日本出願の制度が日本の制度とかなり違うので、拒絶理由が多発しているといったところを緩和していくための制度改正というふうに御説明いただいております。今の物品名のGrip Parts of Cameraというところで室長から御説明いただいた中で、外国企業が日本語でカメラのグリップ部分という物品名で出願した場合には、今後は認めていくということになるということでしょうか。

○下村意匠審査基準室長　こちらは物品名と図面の記載と両方でもって物品全体の物品が特定できて、しかも部分品でないことが確実に認定できる場合には拒絶理由の対象としないということもできるかと思うんです。

2つ問題がありまして、まず部分的なものを書いてしまうと、先ほど申し上げた物品が特定できないという問題と、意匠に係る物品に該当しなくなってしまう問題があります。例えば「靴下のかかと部分」といった名称が書いてありまして、図面にも靴下のかかとのところだけが書いてありますと、それは意匠法上の物品に該当しないという拒絶理由に該当してしまうこととなります。こうした問題が無いケースについては拒絶理由の対象としないということも可能かと思えます。

○小山委員　ちょっと整理させていただきますと、ハーグ協定に基づく日本出願だけじゃ

なくて、日本の企業が出す出願も同じプラットフォームで審査されるわけですから、今後、部分意匠については、資料4の35ページで、カメラの部分意匠はカメラと書かなきゃいけないよという書きぶりになっていますが、そうではなくて、カメラのグリップ部分という物品名で、図面が明確に部分だということになっていれば、必ずしも全体の物品名じゃなくても認めていただける可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 ご理解のとおり、そうした運用が可能かどうか検討してみたいと思います。

○小山委員 ありがとうございます。

○古城座長 何か補足ありますか。

○下村意匠審査基準室長 なお、意匠に係る物品の欄の記載として、物品の部分に関する名称を記載いたしますと、物品が特定できないケースもあり得ますので、その点もよく精査いたしまして検討したいと思います。

○古城座長 黒田委員、お願いします。

○黒田委員 資料2の11ページから12ページにかけて全体意匠と部分意匠の間の類否判断が書いてございます。今回、新しく設けたところだと思いますので、できるだけ疑義が生じないようにしたほうがいいと思います。そこで、12ページを上から見ていくと、①から④のところは「部分意匠」が先で、その後、「全体意匠」という流れで書いてあって、その下の(1)から(5)になると、「全体意匠」が先に書いてあって、その後に「部分意匠」が出てくるというふうにごっちゃになっていますので、できれば統一していただいたほうがいいと思っています。

細かいことで本当に恐縮ですけれども、言い回しの順序はあまり変更しないようにしていただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。貴重な御指摘をありがとうございます。次回の検討のときには、こちらの記載ぶりをもう少し分かりやすい形で、順番も入れかえて参りたいと思います。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

堀越委員、お願いします。

○堀越委員 15ページに一意匠と認める例として釘の例があります。説明会の際の資料ですと、平面図、正面図あったんですが、この図だけでというのは、釘の部分と頭の一部が一種分離しているという考え方ですか。

○下村意匠審査基準室長 ほかの事例とのバランスから、現在ご提示させていただいている案では一図のみにしてしまいましたけれども、もとの案のような形で、全ての図を開示させていただいたほうがよろしいですか。

○堀越委員 これは一体と判断するということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうです。結果として、見えない部分が間に挟まってしまっているだけで、まとまりある創作をされたことには変わりございませんので、一意匠と判断したいと思っております。

○堀越委員 ただ、この場合でも、下の釘の形状が丸い筒なのか、四角い角柱なのかが分からないですね。

○下村意匠審査基準室長 そうしますと、形態が特定できるように断面図か何かを入れたほうがよろしいですか。

○堀越委員 ですね。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。

○堀越委員 底面図かな。

○下村意匠審査基準室長 底面図が入って参りますと、底面が見えてしまい、こちらの事例と趣旨がまた変わってきてしまいますので、下を向いた形の断面図をお入れいたしましょうか。

○堀越委員 そういうことですね。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。

○堀越委員 了解です。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

神田委員、お願いします。

○神田委員 組物意匠における図面の扱いの事例で、1組のスピーカーセット、構成物品スピーカーとありますが、ここはあくまでも組物意匠の説明として記載していただいているので、できればスピーカーセットの事例を載せていただけたらと思います。現在の事例ですと単品になってしまいます。よろしくお願いします。

○下村意匠審査基準室長 わかりました。こちらは複数の物品からなる事例を、掲載する形にしたいと思います。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。——いいですか。

いろいろと貴重な御意見をいただきました。意匠の審査基準の改訂案については、今回

いただいた御意見を踏まえつつ、資料2において整理した方向性に沿って検討を進めていきたいと思っております。次回、再度案をお示しして議論いただくことにしたいと思っております。今後、意匠基準改訂案を見ていただきまして、御意見がございましたら事務局に遠慮なく御連絡ください。

意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項

○古城座長 次の議題に移りたいと思っております。次の議題はその他の運用に関する検討事項ですね。事務局から説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 資料3を御覧いただけますでしょうか。本日は意匠審査基準上の規定に関して3点ほど御検討いただきたいと存じます。

まず1点目、『「意匠に係る物品」の欄の記載に係る審査の見直し』でございます。

現行意匠法は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」と規定しておりまして、意匠登録出願の願書には、「意匠に係る物品」を記載することとしております。

意匠法施行規則別表第一におきましては、現状約2,400の意匠に係る物品の区分を記載しておりまして、この物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、該当する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載していただいております。また、いずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、この物品の区分と同程度の区分を記載することとしています。

こうした法令の規定に加えまして、現行の意匠審査基準におきましては、さらにこちらのページ下方の枠内のように、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例として、『物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例』を示しております。こちらの記載例に該当するものは、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして、拒絶理由の対象となっております。

おめくりいただきまして、こちらの意匠審査基準上の規定は、現状、登録意匠の範囲の明確性の確保に資するものとなっております。

一方で、例えばこちらの枠内の例の一部には、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載を総合的に考慮すれば、意匠の明確性に支障の無いケースもございます。例えば、枠内の(9)では、『形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの』との不適切な記載の例

を挙げておりますが、例えば、図面に赤色の花瓶を表しまして、意匠に係る物品の欄に「赤い花瓶」と記載いたしました場合のように、願書の記載と願書に添付した図面等の記載を総合的に考慮すれば、意匠の明確性に支障の無いケースもございます。また、例えば（10）の材質名を付したのも同様です。「意匠に係る物品」の欄に「木製テーブル」と記載があった場合に、写真において木で作られたテーブルが開示されている場合には、やはり意匠の明確性において何も問題が生じません。ユーザーの皆様からは、こうした意匠の明確性に支障の無いケースについては、拒絶理由の対象としないよう、改善を望む声も寄せられております。そこで（3）対応の方向性でございますが、今後は、ページ下方の枠内のおり、意匠の明確性に支障の無い例については基準から削除いたしまして、必須の判断事項のみを残したこちらの内容としてはいかがでしょうか。

おめくりいただきまして、2点目の検討事項、一意匠の考え方の見直し及び明確化でございます。（1）現行制度の状況でございます。先ほどもご紹介いたしました意匠法第7条の規定は、意匠登録出願は、意匠ごとにしなければならないことについて規定したものでございまして、一つの図面に多くの意匠を記載して出願する場合がございますため、それを防ぐ目的から注意的に規定したものとなっております。

こちらの「意匠ごとに」との要件につきましては、意匠審査基準上、その要件自体は、記載をしておりますものの、具体的な判断基準については明記していないのが実情でございます。こちら、3ページ中ほどの枠で囲みましたところが、意匠審査基準の抜粋でございます。意匠ごとに出願されていないものの例として、2項目ほど規定を設けておりますが、（1）については、二以上の物品の区分を、願書の意匠に係る物品の欄に並列記載したケースとなりますので、こちらの判断が困難となるケースは少ない状況でございます。一方、（2）につきましては、図面中に、複数の物体、言い換えますと、裁判例等において「複数の形態」といわれるものでございますが、こちらが表されている場合に、それらが一つの物品であるか否かの判断となりますので、判断が難しいケースが生じます。基準上は、この複数の物体を一物品と判断するか、二以上の物品と判断するかについて、現状では具体的な判断指針が明示されておられません。そこで、（2）現行制度において生じている問題でございますが、こちらの判断基準がわかりにくいとお声もいただいているところでございます。こちらの要件は、意匠権の権利内容の明確性にも影響するものでございますので、着実な判断が必要となる一方で、今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求める声もいただいております。

おめくりいただきまして、4ページ目冒頭にご照会する裁判例は、一つの意匠であるか否かが裁判において争われた例でございます。特許庁の審査審判におきましては、こちらを容器と冷菓との2つの意匠と判断いたしました。裁判所におきましては、こちら判決の一部抜粋に下線を引かせていただきましたように、今日の意匠の創作実態や流通実態に照らしまして、1) 製造方法・流通形態・使用形態、それから各物体の分離不可分性、並びに、各物体の独立した取引の可能性等を考慮して判断がなされております。また、4ページ下方以下はいずれも審決例でございますが、こうした点を補完的に考慮して柔軟な判断がなされています。

ご紹介いたしますと、4ページ下方のコップの審決例では、4つのコップが積み重ねられた際、花のつぼみになるようなデザインがなされているものでございます。審査におきましては、こちらは、4つの意匠と判断をいたしました。審判においては、おめくりいただきまして5ページ目、上方の下線部でございますが、これらが飲食の用に同時に供されるものであり、また全体として花のつぼみを連想させる形態的な強い一体感をもたらすものであることを重視いたしまして、一意匠との判断をしております。

また、次の湯水混合水栓の審決例では、蛇口とハンドルが空中で離れたような形で図面に表されておりますが、審判では、こちら、5ページ下方の下線部でございますように、どれを欠いても湯水混合水栓の機能を実現することは不可能ですので、機能的関連性を有するものであり、また、常に一つにまとまって、商取引の対象となっている点、さらには、左右の水栓用のハンドルが同形であるといった一定の形態的秩序がある点も考慮して、一意匠と判断をしております。

そこで6ページ目下方の(3)対応の方向性でございますが、こうした各問題に照らしまして、今後は、意匠審査基準上に、「図面等に二以上の物品を表示した場合」の判断についての基本的な考え方を明記してはいかがでしょうか。またその際、考慮すべき事項といたしまして、おめくりいただきまして、7ページ①に記載いたしました、各点について、留意すべきではないでしょうか。

まず、一点目、(a) ですが、今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した柔軟な判断を求める声をいただいている点、二点目といたしまして、(b) ですが、先ほどご紹介させていただきました「容器付冷菓事件」におきまして、意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用状態等を考慮いたしまして、柔軟な判断がなされている点、一方、三点目といたしまして、(c) ですが、現行の意匠法におきましては、二以上の物品

に該当する場合でございまして、一の意匠として意匠登録を受けることができるという組物の意匠制度が設けられておりますものの、通常の出願におきましては、意匠登録出願に係る意匠が、原則、一の物品と認められるものでなければならない点などがございます。

そこで、ご検討いただきたい具体的な対応案でございしますが、②に記載させていただきましたように、各考慮事項を踏まえまして、「図面等に、二以上の物品を表示した場合」の判断について、以下の枠内に記載いたしましたような、基礎となる考え方を意匠審査基準上に記載するとともに、当該考え方に基づく判断事例を記載してはいかがでしょうか。こちらの枠内の基準改訂案を御覧いただきたいのですが、まず、こちらの7ページの枠内に記載のものは、従来からの基準をそのまま記載したものでございます。こちらの(2)の図面等において二以上の物品を表した場合の判断につきましては、この項目の一つ下に、その具体的判断基準の項を設けます。おめくりいただきまして、8ページ冒頭以下が、当該判断基準を追記した案となっております。ご説明させていただきますと、まず、「二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。」といたしまして、

『(1) 図面等に個別に認識可能な複数の物体が表されている場合であっても、社会通念上それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。』と記載しております。こちらは一物品の判断の原則となるところでして、審査においても、ここを基軸として従来判断を行ってきたところでございます。そして、次のパラグラフにおきまして、『また、それら全てが一つの特定の用途及び機能を果たすためのものであるものの、必須のものとはいい得ない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、それらの点も補完的に考慮して一の物品であるか否かを判断する。』として、裁判例や審決例においてもみられます、①ないし③の考慮事項を記載いたしました。①物理的に一体化したものである場合、②形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一つの形態としてのまとまりがある場合、③社会通念上一体的に実施（製造、使用、譲渡等）がなされるものである場合、でございます。

このように、今後は、現在の創作の実態や流通の実態に照らしまして、これらの点も考慮に入れた上で、一物品であるか否かの判断を行うことといたします。ただし、最後のパラグラフにおきまして、「一方、複数の物体において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。」と記載させていただきましたように、一の機能を果たすための結びつきが何ら認められないケースでは、今後も二以上の物品と判断せざるを得ないことを記載しております。

(2) には、一つの物品と判断されるものの例を記載いたしました。事例1はトランプでございます。こちらは五十数枚で、トランプという一の機能を発揮するものです。いわゆる合成物といわれまして、過去から一物品として取り扱われてきたものでございます。これまで図面の記載の手引きにのみ掲載していた事例ですが、今回、こちらの審査基準にも掲載することといたしました。事例2は、審決例にもございました湯水混合水栓の例、事例3は乗用自動車の尾灯です。この事例では、トランクの蓋の切れ目に該当する箇所、尾灯が左右2つの物体に分かれておりますが、これら両方で、一つの尾灯としての機能を発揮するものでございますし、また、形態的にも一つのまとまりある創作がなされていると認められます。事例4は、容器付き固形のりです。こちらの容器は、「のり」を使用する際、のりが無くなるまで、塗布時には柄として、また、キャップ部は内容物である「のり」を乾燥から防ぐために一体的に使用するものですので、一つの物品であると認められます。事例5は容器付きゼリーですが、冷菓の場合と同様の考え方を取ることができます。

おめくりいただきまして、10ページですが、(3) といたしまして、二以上の物品と判断されるものの例を記載いたしました。事例1は同じ模様を付した複数のコップですが、模様による統一感はあるものの、一体的に造形がなされているとまではいい得ないものでございますし、それぞれの形状にも結びつきが見受けられません。また、これらをまとめて同時に使用するという実態も看取できません。よってこちらは二以上の物品と判断せざるを得ません。また、事例2のギフトセットでは、流通は同時にするものと思われませんが、内容物については、それぞれの物品が独立して機能するものでございまして、これら全てで一つの物品としての固有の機能を発揮するとは言い得ないものと判断されます。以上が一意匠の考え方の見直しと明確化の検討事項でございます。

おめくりいただきまして、11ページを御覧下さい。3点目、組物の意匠制度についての運用の見直しでございます。

(1) 現行制度における状況でございます。我が国意匠法には、組物の意匠制度がございまして、同時に使用される二以上の物品であって、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなっております。この組物の意匠は、物品の組み合わせについて、意匠法施行規則別表第二によって列挙された56の組物に限られたものとなっております。11ページ下方の枠で囲みしましたものが、当該別表第二の内容となっております。現行の意匠審査基準におきましては、この各組物について、これらの構成物品として何を含めるかについて規定を設けております。

おめくりいただきまして、12ページの上部に、現行の意匠審査基準の抜粋を記載してございます。こちらの冒頭に記載がございましたように、「構成物品は、組物の構成物品表において組物ごとに定められたものとする。」と規定しております。この意匠審査基準上の組物の構成物品表は、同ページ下方に一部抜粋しております。御覧いただきますと、各組物について、右側に構成物品とする欄がございまして、各組物には、こちらの構成物品の欄内に掲げる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならないとしております。こちらの「組物の構成物品表」は、組物の意匠の構成物品の適切性の判断において、審査運用の明確性と安定性に資するものとなっております。

一方、おめくりいただきまして、(2) 現行制度において生じている問題、でございますが、現状では当該構成物品表の「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならないことから、多様化する意匠の創作の実態に則していないとの指摘もいただいているところです。そこで、(3) 対応の方向性でございますが、今後は、「組物の構成物品表」については、適切な構成物品の例を示したものといたしまして、意匠審査基準をこちらの枠内のように改訂してはいかがでしょうか。詳細には、構成物品は、意匠法第8条の条文上の要件でございます、社会通念上同時に使用される物品と認められるものとの要件の下で、ユーザーの皆様の任意にまかせることとしてはいかがでしょうか。

資料3につきましては、以上でございます。

○古城座長 ありがとうございます。

大変盛りだくさんな内容ですが、説明していただいた内容について御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

堀越委員、お願いします。

○堀越委員 2つ以上の物品を組み合わせると一意匠とするという話と、決まった組物以外のものも含まれるとなると、この差が非常に分かりにくくなってくると思うんです。この組物というのは言い方として残るということですか。

○下村意匠審査基準室長 御質問、ありがとうございます。

こちらの組物については法改正等をいたしませんので、現在の考え方に變更ございません。省令上規定している56の組物のみが複数の物品を含んでいても一意匠として出願していただけるものとなります。今回の基準改訂で、一意匠の範囲の明確化のところで検討くださいと申し上げたところは、一つの物品として考えることができるかというところでご

ございますので、複数の物品を一意匠として出願することができる組物の意匠とは別の考え方になります。意匠法8条で御出願いただける組物の範囲は、今回は変更することを予定しておりません。

○堀越委員 その場合、4ページにコップを組み合わせて花のような形になっているというのがありますけれども、この図面を見る限り、一個ずつでも使えるデザインだと思います。一個ずつでも使えるけれども、同じようなものと意匠登録ができないだろうと判断して、こういった組んだもので登録をしたいということができるということですね。

○下村意匠審査基準室長 こちらはバラの花のつぼみのような形になっていますので、このコップの例ですと、一つのまとまったデザインがされているということですね。それから、お食事をするとき、この形のままテーブルにそのままのせて、それを観賞しながら一つずつ真ん中から使っていくという同時使用性というものもありましたので、一意匠と判断されているということです。

今後、一の機能としての結びつきがあるものの若干それが弱いものにつきましても、創作の実態ですとか、使用の実態、流通の実態も補完的に考慮して、一つの物品と判断できる例があるのではないかとということでございます。

○堀越委員 その場合の判断基準はデザインとしての、意匠としてのまとまりということになりますか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。意匠のまとまりも考慮させていただくこととなります。その判断基準は資料3の8ページ目に書かせていただいている①、②、③というところでございます。一つの特定の用途、機能を果たすためのものですが、例えばこのコップ4個がないとコップとして使えないかという、そこまでの関係性はないという場合でも、①、②、③を考慮していただいて、そこが補完的に考えられるのであれば一つの物品と判断される場合もあるということでございます。例えば、形態的に一つのデザインとして創作されているかですとか、例えば容器付冷菓では、中身と外が固まって一つの塊となって離れなくなってしまう点とか、そういった形態上の結びつきも考慮させていただきます。また、③として、使用するとき一緒にテーブルの上にサーブして使うものですとか、流通の実態も勘案して、柔軟に一物品か否かを判断することを考えております。

○堀越委員 以前、玄関先に置く植木鉢、フラワーカップと称するカップ状の植木鉢をデザインしたことがあるんです。これが大中小ありまして、一個ずつは大した特徴はないん

ですけれども、3つ積み重ねて非常にボリュームのある形で草花を植えることができるという一種のまとまりも考慮した意匠になっているわけですが、それは組物ではないんですね。今回の改正では、そういったものは二意匠以上ということで登録の可能性があるということですね。

○下村意匠審査基準室長 今先生が御紹介くださいました例では、3つの植木鉢を同時に一つのものとして使うということですので、バラの花のつぼみのグラスと同じようなケースかと思われるんですね。使用時の一体性もありますし、形態的にも3つが中にはまり込むような形で創作されているということですので、一物品と判断される可能性があるかと思えます。

○堀越委員 3つそろった状態での登録ということになる。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○堀越委員 わかりました。

○古城座長 黒田委員。

○黒田委員 今の話と関連して、例えばバラのつぼみのガラスのコップの例だとすると、一体として一物品に入る話だと思えますが、その場合に、先行の意匠、公知の意匠との類否判断で物品をどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 対比をするときには、4つまとめて一つの意匠ですので、4つのまとまりあるコップという形で、ほかの意匠と対比をすることとなります。

○黒田委員 仮に一個一個のガラスのコップが公知であったとしても、ばらばらだったとしたら類似はしないという。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○黒田委員 物品としては違うということなのですか。

○下村意匠審査基準室長 物品として共通する部分はあるかと思えますが、形態として見たときには、一つのみのものでバラの花のようになったものとは美感が異なるということになるかと思えます。ただ、創作非容易性の判断におきましては、例えばコップが4つとも見つかったということで、そういったコップを複数重ね合わせてお花の花弁のようにするものがあるとしたら、創作容易と判断される可能性は出てくるかと思えます。

○黒田委員 わかりました。

○古城座長 林委員、ありますか。

○林委員 今回の見直しも登録を受けやすい方向に検討いただいております、ユーザー

としては大変助かります。

組物については、過去何回か登録をトライしてみたのですが、規則が厳しくて断念したという経緯がございました。今回、このようにしていただくと、登録も受けやすくなるのかなと、クライアントにも提案しやすくなるのかなと思うのですが、7条で形態的に強い一体感をもたらすものとか、一体的なまとまりがあるものについて登録を認める方向ということになりますと、資料3の10ページ目の事例2で挙げているギフトセットのような、詰められているものがタオルとかシャンプーとか中身は変わる可能性はありますが、機能や用途は全く別の物品が詰められているので、7条の要件をクリアするのは難しいのかなと思います。例えば欧州ではGet-upというカテゴリーで、同じような用途、機能を持った製品をまとめて登録している例もあるかと思うんですね。

日本では、こういったものが門前払いというか、絶対登録にならないということで登録にチャレンジすらしておりませんが、こうした物品についての潜在的な保護ニーズは存在するかと思います。今回、登録要件が少し緩和されたことで出願も増えてくる可能性もございまして、そうした中でギフトセットのようなものにも保護ニーズがあるようでしたら、今後、さらなる緩和ということもご検討いただければと思います。

あと一つはご質問です。ハーグに加盟しまして、ヨーロッパから多種多様な出願が来ていると思うのですが、ギフトセットのような出願は、さすがにない状況でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘をどうもありがとうございます。

まず前者の御指摘でございますが、ギフトセットのようなものについては、残念ながら、現行制度ですと、一つの物品に該当するかを考慮しなくてはなりません、ギフトセットについては一つの特定の用途、機能を果たすための結び付きが無いものですので、現行の意匠法第7条の中で一意匠と判断することは難しいかと存じます。いただいた御要望については、課題として認識させていただきたいと存じます。

それから、ハーグの出願の現状でございますが、一つのセットとして出願されたものが日本の組物に該当しないということで拒絶になってしまっているものがないかということですが、そういった事例は生じておるところでございます。先生が御指摘くださいました御要望とともに、そこは今後の課題として検討して参りたいと思っております。

○林委員 もう一つよろしいですか。資料3の1ページ目から2ページ目でご説明いただいています物品名の記載の方法です。現在、外国から入ってきたパリ優先出願については、物品名が英語で記載されているのを、私どもで適切な日本語の物品に置きかえて出願して

いるのですが、カタカナで意味が通じる物品についてはカタカナで記載しても、そのまま認めていただける可能性があるという理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 改訂案にございますように、当該分野において一般的な名称となっていないものはだめですということです。一般的な名称になっているものであれば、カタカナで書いていただいたものでも、例えば皆様御周知のものとしてはエアコンディショナー等々があるかと思えますので、こういったものでありましても、日本語でカタカナ記載していただくことは可能かと思えます。

○林委員 カタカナで出してみるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○古城座長 小山委員、お願いいたします。

○小山委員 物品名の表示のところで、御質問があったように、平成10年の改正当時の資料を見ると、ユーザーは当時13だった組物意匠をもっと増やして、車のフロアマットセットとか、パソコンセットとか、そういったものを拡大してほしいということだったのですが、残念ながら、56で決まってしまったということと構成物品を含めて限定列挙という形で来ているところがこの制度が窮屈になっている点かなと思います。そういった趣旨から考えれば、今後だんだん緩和されていくといいのかなと思います。

この物品名に関してお願いがあります。私ども中小企業を支援している団体ということもありますし、ここにいらっしゃる弁理士とかデザイナーも同じではないかなと思います。中小企業の出願割合ですが、この前の行政年報で見ると特許は13%ぐらいで意匠のほうは37.4%ということなので、出願の約3分の1が中小企業ということになります。出願人別から見ればもっと中小企業は割合が多いのかと思います。

そこで一番困るのは、8月の小委員会でも委員から御質問がありましたように、知的財産部の活動は権利化業務が中心かと思われることがあろうかと思いますが、社内から出てきた提案は登録性があるかどうか、他社の権利に引っかかるかどうかというところのクリアランスが大半の業務です。

物品名との関係ですが、例えばここにペットボトルがあります。部分意匠が結構たくさん出されている分野ですが、包装容器メーカーか清涼飲料メーカーが大体出されています。そういった専門メーカーですと、物品名の表示として包装用容器の定義は頭に入っているかと思いますが、デザイナーとか弁理士とか中小企業にとっては馴染みのないものです。ペットボトルという物品名で調べると、やってみたのですが、テキスト検索でわずか8件

しかないんですね。すると、その8件を見て、意外と出していないんだと、だったら、これを登録してみようとか、権利侵害ないなと思ったら大間違いです。

よくよく調べてみると、ある著名な会社はボトルという物品名で出願していたり、会社によっては用がつかなくて包装容器という物品名などいろいろな物品名の表現が……。一つの提案ですが、審査基準ワーキングとは直接関係ないのですが、商標のJ-Plat-Patと同じように、物品名から逆引きで分類定義が調べられるとか、場合によっては、今まで審査例でこういう物品名を認めたというところを逆引きで調べられれば、クリアランスの失敗というんですか、それが最終的には出願のときの正しい物品名で、特許庁に御迷惑かけない、補正のない物品名にたどりつくのかなと思います。

意匠審査基準の定義には今まで認めた他の物品名の表示という欄もあるぐらいですので、簡単な表計算ソフトで動く物品名リストをウェブ上、アップしていただいて、それをダウンロードできれば、簡単にテキスト検索することもできて、大がかりなシステムを組む必要もありません。そういった点から、意匠の場合、物品名の表示はとても大事ですので、そういったこともやっていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○下村意匠審査基準室長 貴重な御意見、ありがとうございます。

先生が先ほど言うていただきました1点目ですね。組物の範囲が56では不足するのではないかという点は、先ほどもほかの先生からもリクエストをいただきましたように、今後の課題として検討して参りたいと思っております。

それから、意匠に係る物品の件でございます。これまで審査基準上、材質名を付した記載は認められていなかったわけですね。今回、材質名を付したものも記載が可能となりますので、多数出願が出てくるかと思われまますので、J-Plat-Pat上の検索におきましてもヒットするものが増えてくるものと思います。

それと、特許庁のホームページに分類表のエクセルファイルのようなものを置いて、分類名が物品名から検索できないかという点でございますが、現状、分類表自体はPDFファイルで公表しておりますが、御指摘のようにエクセルファイルを置くことによりまして逆引き検索ができるようになるのであれば、そういった対応を行うことも検討して参りたいと思っております。ありがとうございます。

○小山委員 よろしくお願ひします。

○古城座長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

神田委員。

○神田委員 質問になります。組物意匠は部分意匠のように部分的な権利となることはないと思うのですが、今回、一意匠一出願で認められる事例で挙げられたものは、権利行使の際を考慮して部分意匠として出願することができるという考えでよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 組物ではなく、例えばバラの花のつぼみのコップのようなケースですね。こちらは部分意匠の御出願もできるものでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○古城座長 堀越委員。

○堀越委員 これは意見ですが、組物そのまま残る、56ですか。今度は二意匠以上を一意匠と判断するという新しい方法ができるということで、創作側にとってはなかなかいい制度だなと思うんですね。提案の幅が広がると思うんですね。そうしたときに、組物ではないということで、別の名前、ネーミングが要るのではないかなと思っておりました。例えば意匠審査基準のキーワードでいうと、結び付きとか、一体感という言葉が出てきますので、一体デザインとか、結び付きデザインとか、何と言っているのか分かりませんが、組物と区別する言い方があってしかるべきかと思えます。

○下村意匠審査基準室長 御意見を、ありがとうございます。

今回の資料3の2つ目の検討課題で、一意匠の範囲の明確化を図りますところは、一意匠の範囲の考え方を柔軟にということをごさいますして、通常の一意匠一出願の原則が変わるものではございません。従いまして、意匠に係る物品の記載も、変更することは考えていないところでございます。

組物の意匠は複数の物品が入ってくるものでございますが、今回の課題2で検討していただいているものは一つの物品の範囲でございます。ここのところは考え方が違うところですので、今後一物品の判断が柔軟になりましても、セットとの用語は用いずに、コップならコップ、植木鉢でしたら植木鉢と書いていただいでご出願いただくこととなります。

○堀越委員 わかりました。

○古城座長 ほかにございませんでしょうか。

青木委員。

○青木委員 私、あまり考えがまとまっていないところですが、質問と指摘です。

一意匠一出願のところの8ページ目ですね、二以上の物品を表したものであるか否かの判断というところで物体という言葉が出てくるかと思えます。一方、複数の物体において

一つの特定の模様及び機能云々というあたりで出てきます。この物体とおっしゃるのはあまり耳なれないところかと思うんですけども、どんなものなのでしょう。

○下村意匠審査基準室長 立体的な一つのまとまりある塊のことを表しております。判決ですとか学説では、このことを「形態」と呼んでいただいているかと思えます。ただ、私どもは用語の使い方の事情がございまして、意匠審査基準上、凡例を記載している箇所がありますけれども、「形態」という用語の定義として、こちらを「形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合」を略したものと使っております。つまり、私どもの意匠審査基準上は二塊でも三塊でも、用途や機能といった物品性概念が抜けた、形状、模様、色彩及びそれらの結合を形態と称しております。そのため、ここで一つの塊のことを「形態」と言ってしまいますと、混乱を来してしまうということになります。そこで、ここは形態という語を避けて、判決例等でいうところの「形態」というべきところを、「物体」という形で記載させていただきました次第です。

○青木委員 そうしますと、私もここはよく分からないのですが、知財高裁ですと、物品の単一性と形態の単一性という2つで判断しているということで、意匠審査基準上ですと、基本的には物体の概念を使いながら物品の単一性を検討することで実質的には同じような帰結が導かれるという理解をしておいてよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 学説上の通説や、先般の容器付冷菓の裁判におきましては、一意匠の考え方について、一形態一物品といい得るかとの視点から検討されているところですけども、私どもの意匠審査基準上は、過去から、一物品といい得るかどうかの側面から判断基準を記載しておりまして、一物品であるという結論が導き出されるときには、形態、すなわち塊が二つである場合も一意匠と判断することがございます。形態と物品との両方を検討して判断するという考え方もございますが、物品の側面で判断すれば、そこは事足りることがほとんどでございますので、意匠審査基準上は、物品の側面から記載してございます。このプロセスをたどりましても、判決のプロセスをたどりましても、①から③の考慮事項を考慮するところも同じでございますし、結論は概ね同じものが導き出される場所かと思っております。

○青木委員 拝読する限り、同様の帰結になるのかな、結局同じことをやることになるのかなという印象を受けたところです。

ただ、これは完全に今回の話からずれるかもしれませんが、知財高裁にせよ、カラビナの事件なんかも改めて確認してみたんですけども、少なくとも判決文においては、あま

り図面を見ずに願書の記載から物品の判断をしている節があるのかなという気がしております。意匠審査基準上では、ランプの図面と物品を見て、確かにランプですねという話をされると思うんですが、場合によっては、裁判所は「意匠に係る物品の欄を見る。ランプ、物品ですね。図面のほうはどうですか。形態は大丈夫ですか」みたいな見方をしているところもあるような気がしています。本当かどうか分かんないんですが。

一意匠一出願に関しては、原則として、これで全く問題ないような気がするんですが、例えばカメラのグリップやカメラのところで出てきたあたりになってきますと、同じことをやっていますという話になるのかなというのもちよっと気になったところでして、図面を見て物品を考えるということの是非は今後、どこかで問題になるかもという気がしたところでした。今回、一意匠一出願に関しては、これでよろしいのかという気がしています。

○下村意匠審査基準室長 ありがとうございます。

御指摘いただきました点に関しましては、資料3の7ページを御覧いただきますと、以前からありました規定を今後も踏襲させていただきます箇所、(1)と書き直している部分に、「二以上の物品の区分を「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合」との規定がございます。まずはこちらのプロセスで意匠に係る物品の欄の記載が、適切な一物品であるかというところを第一段階として検討いたします。

このステージを満たしますと、(2)の規定がございまして、こちらで例えば図面に二つの物体が表されている場合に、それでも一物品に該当するかどうかを今回追加しましたプロセスに従い判断していくことになろうかと思えます。

ですので、先生が御指摘くださいましたように、まずもって、出願に係る意匠が、意匠に係る物品の欄の記載からして一物品に該当するかどうかにつきましても、しっかり判断するよう留意して参りたいと思えます。

○古城座長 ほかに御質問ございませんでしょうか。

私からちょっと質問させていただいていいですか。資料の8ページですけれども、(1)で物品の判断について①、②、③とありまして、この3つの要素をそれぞれ総合的に考慮するという御趣旨でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 これらの要素があれば補完的に加点がなされ、一物品と判断し得るものが出て来るということでございます。

○古城座長 ありがとうございます。

具体的に、こんなのはどうかと思っ、よく分からないなと思っ考えたんですが、先

ほどのギフトセットの例ですけど、デパートなんかで、例えばタオルをすごくきれいな模様に詰め合わせて一つの箱にして、例えばパンダの模様が書いてあるようなものにして販売するという場合に、これは意匠法で何かの形で保護されることがあるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 先生が御指摘くださいました点は林先生からも御指摘いただいたところと近いものかと思うのですが、同じ物品が複数詰め合わされているという場合は、先ほどの改訂基準案におけます（１）の最後のパラグラフで書かせていただいた「複数の物体において一の特定の用途及び機能を果たすための結び付きが何ら認められない場合」、に該当してしまうかと存じます。タオルの機能を果たすために、他のタオルが必要かと申しますと、不要であることがほとんどですので、一の物品とはいいい得ないということになるかと存じます。

複数の物品でございまして、デザインの統一等があるときに、一意匠として出願する制度として組物の意匠制度がございしますが、現状では、５６の組物しか対象となっておりませんので、この点は今後の私どもの課題とっております。

○古城座長 もう一点、単純な質問で恐縮ですが、９ページに事例３として乗用自動車尾灯というのがありますね。尾灯というのは二つあって、右側は後ろの図面がないんですけども、省略というか、最初のほうで問題にされました省略が認められる例として、ここに記載されているということですか。

○下村意匠審査基準室長 改訂基準案には斜視図のみを記載いたしましたので、切れ目がわかりにくいと思えますけれども、右側の正方形に近いポジションが一つありまして、手前側にもう一つのポジションがございします。こちらは、こうした二つの物体に分かれているものとの事例を表したものです。もう少し間を離して事例の明確化を図った方がよろしいかもしれません。

○古城座長 そうですね。何が書いてあるのかなと一瞬思ったので。

○下村意匠審査基準室長 それでは、もう少しわかりやすく修正したいと思います。

○古城座長 お願いします。

ほかはございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

いろいろな御意見が出ましたけれども、今後の検討については資料３で整理した方向性で、さらに御指摘いただいた点も踏まえて、表現、内容等の修正、精査を進めていきたいと思えます。

今後の予定について

○古城座長 ここまでで資料3までの説明を終わりましたので、次の議題ということで、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 今後の予定について御説明させていただきます。資料5を御覧いただけますでしょうか。

次回は10月17日14時から16時を予定しております。会場はこちらの庁議室を予定しております。本日、皆様からいただきました基準案への御指摘、御要望については反映させていただきます。次回の基準ワーキンググループで御検討いただければと思います。

それから、今回はこれまで御検討いただきましたところの取りまとめをいたしまして、報告書を作成して意匠制度小委員会に御報告したいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○古城座長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。熱心に御討議いただきまして、ありがとうございました。

閉 会